

マイナンバーカード利活用に関する調査研究業務委託事業 仕様書

1. 目的

対面や紙を用いた行政手続やサービスのオンライン化を進め、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び感染拡大時における行政運営の継続を図るため、マイナンバーカードの利活用について、散在する情報を収集整理し、とりまとめて、各市町村でのマイナンバーカードの利活用場面を拡大するとともに、非接触・非対面での行政手続やサービスの提供を通じて、デジタルによる利便性をより実感できるようにすることで、さらなるマイナンバーカードの普及促進を図る。

2. 期間

契約締結日から令和5年3月28日（火）

3. 業務内容

(1) 調査分析

- ① マイナンバーカードの基本的な仕様・規格について整理すること。
- ② 全国の自治体での利活用情報を収集・整理すること。
 - ア) 都道府県・市町村や都市部・中山間地等のバランスに配慮して、全国の利活用状況について具体事例（以下、ユースケース）を収集・整理すること。
 - イ) 収集・整理したユースケースを用途別（電子証明書、電子署名、基本4情報の取得、空き領域の活用、マイナポータル連携等）に分類すること。
 - ウ) 用途別に分類した項目（以下、カテゴリ）ごとに参考となる事例を抽出し、詳細内容を担当者へのヒアリング等によって調査のうえ整理し、紹介事例としてまとめること。
 - ※ア) で収集・整理するユースケース数
ユースケースは30程度とし、同一カテゴリ内で全く同一の事例と見なせるものを含まないように配慮すること
 - ※ウ) でとりまとめる紹介事例数
収集したユースケースから5～10件を抽出すること
- ③ 国が実施する予定の利活用方法（運転免許証等との一体化やマイナポータル利用等）を整理し、それに関する自治体での利用可能性を提案すること。
- ④ 県内市町村でのマイナンバーカードの利活用の状況や課題等についてアンケート調査を実施し、整理すること。

(2) 報告書作成等

- ① (1) で調査分析した内容を報告書にまとめる。
- ② 報告した内容のうち(1) ①から③についてガイドブックとして整理する
- ③ ①の報告書をもとに、県内の市町村を対象に説明会を開催する。(WEB方式可)

4. 納品物

- (2) ① ②について、令和5年3月28日までに納品すること。
納品物は、電子データでの納品を基本とすること。

5. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に従事するすべての者に対して適切な教育を行うとともに、本業務終了後においても、本業務で知り得たすべての秘密を保持しなければならない。また、個人情報について、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (2) 申請者の特定個人情報等を保有してはならない。
- (3) 受託者は、特定個人情報等を取り扱う従業者を明確化するとともに、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告すること。
- (4) 受託者は、原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の遂行上、必要であると認められる場合には、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (5) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。
- (6) 受託者は、契約終了後であっても、本業務の範囲内における県からの問い合わせ等に応じること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、本業務に従事する者の健康管理、サポート窓口設置場所の衛生管理及び感染予防・感染拡大の防止等を徹底するとともに、国や自治体等から発出される指示、要請等を遵守すること。また、これらの指示、要請等を受けたこと等、受託者に起因しない事情により本業務の実施継続が困難となった場合又は実施期間や業務内容の変更等が必要となった場合は、速やかに県と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 受託者は本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、その対応方法について県と協議し、決定すること。
- (9) 委託者において必要があると認めるときは、受託者に対して実地の調査を行う。
- (10) 本業務の受託者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)」を遵守すること。

<別 記>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
(秘密の保持)
- 第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
(収集の制限)
- 第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
(目的外利用・提供の禁止)
- 第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
(漏えい、滅失及びき損の防止)
- 第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(従事者の監督)
- 第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
(複写又は複製の禁止)
- 第7 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
(再委託の禁止)
- 第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。
(資料等の返還等)
- 第9 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。
(取扱状況についての指示等)
- 第10 委託者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。
(事故発生時における報告)
- 第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
(損害賠償等)
- 第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。